



映像コンテンツに係る 契約実態等に関する調査

—フランス・イギリス調査結果報告—

文化庁主催 第6回コンテンツ流通促進シンポジウム
平成21年10月30日
@学術総合センター 一橋記念講堂

(社)著作権情報センター
附属著作権研究所
専任研究員
財田寛子



I .フランス

(1)フランス著作権法の特徴

【利用権】

「著作者に属する利用権は、上演・演奏権及び複製権を包含する。」(122-1条)

〈上演・演奏〉

「いずれかの方法、…によって著作物を公衆に伝達すること」(122-2条1項)

例示:①「公の朗読、音楽演奏、演劇的上演、公の展示、公の上映、

及びテレビ放送された著作物の公開の場所における伝送」(同条同項1号)

②「テレビ放送」(同条同項2号)

*「テレビ放送」:ラジオでの放送、インターネットを通じての送信も含まれる(同条2項)

〈複製〉

「著作物を間接的に公衆に伝達することができるいずれかの方法によって著作物を有形的に固定すること」(122-3条1項)



(2) 視聴覚著作物・著作者人格権・製作者

【視聴覚著作物】

「映画の著作物その他の音を伴う、又は伴わない映像の動く連続から成る著作物」(112-2条6号)

→ 劇場用映画、放送番組、ビデオシネマも含まれる。

【視聴覚著作物に関する著作者人格権】

①視聴覚著作物は、最終版が監督又は共同著作者と製作者の合意によって確定された時に完成したものとみなされる(121-5条1項)

最終版の改変には、これらの者の同意が必要(同条3項)

②他の利用方法を目的として他の種類の媒体へ転写する場合、監督との事前の協議が必要(同条4項)

【視聴覚著作物の製作者】

視聴覚著作物の「製作について発意と責任をとる自然人又は法人」(132-23条)



(3) 視聴覚著作物の関係者の権利

【視聴覚著作物の著作者・原著作者】

- ・①シナリオの著作者、②翻案の著作者、③台詞の著作者、
④視聴覚著作物のために特別に作成される楽曲の著作者、⑤監督、⑥原著作者(113-7条2項、3項)
- ・視聴覚著作物製作契約→視聴覚著作物の排他的利用権が推定譲渡(楽曲の著作者は除く)(132-24条)
*ただし、書面で確認(131-2条1項)、各利用方法ごとに報酬を支払わなければならない(132-25条)

未知の利用方法で利用する権利の譲渡条項は、明示規定かつ利益配分の約定が必要(131-6条)

【実演家】

- ・視聴覚著作物製作契約→実演の固定、複製、公衆伝達の法定許諾(212-4条1項)
*ただし、署名が必要(同条同項)、各利用方法ごとの報酬を定めなければならない(同条2項)

【レコード製作者・実演家】

- ・商業用レコードの複製・インターネット送信は原則許諾権(212-3条1項、213-1条2項)
- ・商業用レコードの放送・同時有線送信、そのための複製は報酬請求権(214-1条)
*ただし、商業用レコードが映像コンテンツに収録された場合、報酬請求権か許諾権かは争いあり



(4) 集中管理制度の発達～代表的な集中管理団体～

集中管理団体名	関係権利者
SACD・SCAM	視聴覚著作物の著作者 (原作・脚本・監督等)
SACEM	作詞家・作曲家
ADAGP	視覚芸術の著作者 (絵画・写真等)
ADAMI・SPEDIDAM	実演家
SCPP・SPPF	レコード製作者
SPRE	商業用レコードの報酬請求権



(5) ネット配信の現状

- 過去作品のネット配信は、許諾が必要。⇨集中管理団体と交渉中。
- 実演家：2007年に放送番組のVOD配信に関する団体協定が成立。
→実演家の権利処理の相当数が容易に
- 新しい作品は、できる限り製作段階で権利処理。
* 新しい作品については、放送終了後1週間のVOD配信(キャッチアップTV)は、一次利用に含まれる。



Ⅱ. イギリス

(1) イギリス著作権法の特徴

【著作権・著作隣接権】

・映画、レコード、放送＝著作物(1条1項(b))。著作隣接権は実演(第2部)のみ。

* 「放送」＝無線放送＋有線放送＋インターネットでの放送の同時送信

＋インターネットストリーミング送信＋生イベントのネット同時送信(6条1項・1A項)

【職務著作】

・職務著作 → 雇用主が「著作権者」(11条2項)

* 日本法でいう“従業員”でなくてもよい

* 著作者人格権は著作者が持つ

【著作者人格権】

・著作者人格権は、譲渡できないが(94条)、放棄は可能(要書面)(87条)。



(2)映像コンテンツ関係者の権利①

【映画の著作物】

「何らかの手段により、動く影像を生じさせ得るあらゆる媒体上の記録物」(5B条1項)

→ 劇場用映画、放送番組、ビデオグラムも含まれる

* サウンドトラックは、映画の一部として取り扱われる(同条2項)

【映画の著作物の著作者】

①製作者、②主たる監督、が映画の著作者とみなされる(9条2項(ab))

* 職務著作により製作者のみが著作権者となる

* 監督は契約で著作者人格権を放棄

→ 映画の著作物の権利者は、実質上、製作者のみ(監督は権利無し)

* ギルドとの協定に基づき追加報酬を受領する場合あり



(2)映像コンテンツ関係者の権利②

【原著作者】

- ・ギルドとの協定に基づき、製作段階でマルチユース契約
 - * 過去の作品をネット配信する場合、改めて許諾が必要

【実演家】

- ・ギルドとの協定に基づき、製作段階でマルチユース契約
 - * 固定された実演の放送について、実演家は著作権法上権利は持たないが、協定に基づき追加報酬獲得。

【作詞家・作曲家】

- ・集中管理団体が集中管理

【レコード製作者】

- ・集中管理団体が集中管理
 - * 放送についても許諾権を有するが、実質上報酬請求権化



(3) ネット配信の現状

- 過去の作品のネット配信は、許諾が必要⇒ライターの権利処理が特に困難。
- 新しい作品のネット配信は、使用料交渉が難航する場合あり。
- 新しい作品については、放送終了後30日程度のVOD配信(キャッチアップTV)は、一次利用に含まれる。